

# 防火対象物の火災予防措置命令と不服申し立て

## 【防火対象物の火災予防措置命令】

消防長または消防署長は防火対象物の位置・構造・設備または管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火・避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者※1に対し、当該防火対象物の改修・移転・除去・工事の停止または中止・その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

※1 特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者

ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築・増築・改築または移築の許可または認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。

## 【行政不服審査(法5の4 法6)】

- ・防火対象物に対する措置命令に対して不服がある者は行政不服審査法に基づき、審査請求または意義申し立てをすることができる。
- ・措置命令に対する審査請求期間または意義申し立て期間は命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に行うことができる。
- ・命令によって生じた損失は市町村の負担で、時価で補償しなければならない。

## 【行政不服審査の種類】

### ①審査請求

- ・行政庁の処分または不作為について、処分をした行政庁または不作為に係る行政庁以外の行政庁に対してする不服申し立て

### ②異議申し立て

- ・行政庁の処分または不作為について、処分をした行政庁または不作為に係る行政庁に対してする不服申し立て

### ③再審査請求

- ・第一審としての処分についての審査請求の採決を経た後、さらに行う不服申し立て

## 【申し立て先】

- ・処分庁が消防署長である場合 → 消防長に対する審査請求
- ・処分庁が消防長である場合 → 市町村長に対する審査請求
- ・処分庁が市町村長である場合 → 当該市町村長に対する意義申し立て